



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第126号 平成30年6月30日
発行：株式会社 測量舎
〒130-0023
東京都墨田区立川2-2-7
TEL：03(3846)1437
FAX：03(3846)1416
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
URL：http://www.sokuryousha.co.jp

<今月のことば>



充実した生活とは、自分の仕事を
迅速・確実に処理して行くことである!

<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第174話 私の履歴書(27)

朝6時に総員起こしのラッパが鳴る。ラッパが鳴り終わると同時に起きて、3分で外に整列しなければならない。ただ起きて整列するだけなら出来るが、ベッドを畳んで、作業服に着替えないといけない。班全員が出来るまで何度もやり直しをさせられた。一人でも遅いと班全員がやり直しである。

3分以内に整列出来るようになると、ベッドの畳み方が悪いと言われる。言われるだけならいいが、ベッドを剥がされる。あまり酷いと、2階の窓からベッドを捨てられる。シーツをピンと張って、毛布は3枚耳を揃えて畳まなければいけない。慣れてくれば苦にもならないが、初めの頃は大変である。

外に整列をして、号令調整、乾布摩擦、海上自衛隊第1体操をやって、掃除である。朝の掃除は主に外回りである。海上自衛隊の敷地には何故か桜の木と、松の木が多い。桜が咲いているうちはいいが、散り始めると大変である。花びらを一枚も残さないで掃除しろと言われる。掃いても掃いても、次から次へと花びらが落ちてくる。何度桜の木を切つてやろうと思ったか分からない。桜の花が終わると松の実が落ちてくる。地面がオレンジ色の絨毯になるくらい松の実が落ちてくる。この江田島というところは、教官や先輩だけでなく、桜や松まで優しくない。

平成30年6月

*バックナンバーは弊社ホームページ
「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～ 6月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 清水さん
入金トップ 清水さん
社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん
ポイント賞 小川さん
社長より報奨金が贈られます。



<早朝勉強会> (自由参加)

7日,13日,21日,27日の8:45～10:00に早朝勉強会が開催されました。テーマは、「測量作業手順の解説」でした。

<今月のお誕生日>

15日 橋爪さん
～素敵なプレゼントが贈られます～



<バーベキュー懇親会が行われました>

6月23日(土)社内研修後 18:30より夜のバーベキュー大会が行われました。

沢山のお肉を男性社員達が焼き、清水さん佐藤さん手作りの美味しいカレーライス!!
お酒も美味しく、お腹もいっぱい楽しい会でした。



<相続無料セミナーのご案内>

相続寺子屋東京主催
「もめないための相続基礎知識」
講師：高橋一雄
会場：みどりコミュニティセンター(2階会議室)
住所：墨田区緑3-7-3



- 【1】第6回「特別受益と寄与分」
日時：7月3日(火)10:00～11:00
- 【2】第7回「相続欠格と廃除」
日時：8月7日(火)10:00～11:00



<今月の社員> 吉井さん



今回は家の周りで聞こえる聞き慣れない鳴き声について、話しをしたいと思います。

3年前のゴールデンウィーク辺りから6月ぐらいに、鳥の鳴き声が聞こえるようになりました。最初は気にならなかったのですが、だんだんその鳴き声が大きくなり、朝起きてしまうこともありました。カラスかな？カモメかな？こんなところにカモメはいる訳ないと思っていました。

ある日、子供の学校から手紙がきて、何の鳥か分かりました。ウミネコでした。手紙の内容は、ウミネコの被害で学校のプールが入れなくなったとのことでした。学校ではプールにブルーシートを張って対策をしたようですが、結局プールの水を抜いて掃除をすることになりました。



少しウミネコのことを調べてみました。ウミネコは貴重な野鳥で、天然記念物に指定されている地域もあり、巣の撤去が出来ないようです。それから、学校のプールだけでなく、家やマンションの屋上に巣を作り、子供が学校に行けば、友達の家屋上に巣があるなど、ウミネコの話が続きました。

しばらくすると、ウミネコの鳴き声がだんだん減り、うわさでは新大橋の方に行ったらしいとのことで、騒動は落ち着きました。それから毎年、この時期になるとウミネコの鳴き声が聞こえます。少しずつウミネコの数も減り、今年は気にならない程度になりました。次は何処に行くのかなと思いつつ、ウミネコの鳴き声を聞いています。

～・～・～ 7月の予定 ～・～・～

<社長と面接> (希望者のみ)

5日, 12日, 19日, 26日 (毎週木曜日)
18:15～18:45です。



<現場打合せ> (グループ長以上参加)

2日, 9日, 16日, 23日, 30日 (毎週月曜日)
18:00～です。

<早朝勉強会> (自由参加)

4日, 11日, 18日, 25日 (毎週水曜日)
午前8:45～です。テーマは「測量作業手順の解説」です。

8月は1日, 8日, 22日, 29日
午前8:45～の予定です。



<社長と飲み会> (自由参加)

7月21日(土) 18:30～となります。
8月は25日(土) となります。

<特別社内研修> (全員強制参加)

7月21日(土) 9:30～社内研修
13:00～大掃除
16:00～測量舎道場
8月の特別社内研修は25日の予定です。



<相續寺子屋東京 セミナーのご案内>

【1】第125回「日本のいま、これからの東京」
日時：7月20日(金) 18:00～22:00
講師：佐藤信夫氏

【2】第126回「減る人口・増える相続・
選ばれる金融機関」
日時：8月17日(金) 18:00～22:00
講師：若松昭一氏

<http://www.sokuryousha.co.jp/terakoya.htm>



<編集者より>

6月「父の日」たまにお父さんを思い出す日(笑)
私に取っての父は、母ほどのインパクトある存在でもないし、今時のイクメンのような父親でもなかったけれど…出会いや別れ、喜びや悲しみ、そして陰ながらいろいろな経験をさせてくれ、たくさん私に教えてくれた。童謡の歌詞にもあったけれど、まさに優しいヒーローだ。

「父の日」がくると、この国には毎日頑張る心優しいヒーロー達がたくさんいて、そのヒーロー達を誇りに思っているたくさんの人達がいるんだと思う。



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<不動産登記Q&A> Vol.116

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

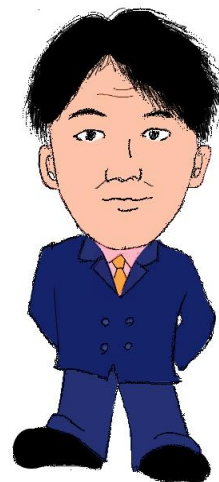
Q 表示に関する登記は、登記官が職権で
することができるのはどうしてですか？

A 不動産登記の安全・円滑化を図る上において、不動産の物理的な状況を登記記録上に正確に反映させることは、登記制度上不可欠なことであり、そのため表示に関する登記は、所有者等に申請義務がかせられています。

しかし、所有者等がこの申請義務を怠ったときや申請が期待できない場合などにおいては、登記官は表示に関する登記を職権で行うことができるものされています。

なお、表示に関する登記のすべてが、職権登記の対象となるものではなく、登記官が職権で行うことのできる登記は、

- ① 土地の表題登記
- ② 土地の地目又は地積の変更の登記
- ③ 土地の滅失の登記
- ④ 建物の表題の登記
- ⑤ 合体による建物の表題登記等
- ⑥ 建物の表題部の変更の登記
- ⑦ 建物の滅失の登記



などの報告的登記に限られ、土地の分筆の登記、土地の合筆の登記、土地の分合筆の登記、建物の分割の登記、建物の区分の登記、附属建物の合併の登記、建物の合併の登記、共用部分たる旨又は団地共用部分たる旨の登記、などの創設的な登記については、職権主義は適用されません。

ただし、土地の分筆の登記に関し、1筆の土地の一部が別地目となった場合、又は1筆の土地の一部が地番区域を異にするに至った場合において、当事者の申請がないときには、登記官は職権で土地の分筆の登記をしなければならないこととされています。

